

宗教法人格の不正利用について

文化庁宗務課長
前田 幸宣



(目次)

1. 宗教法人格の不正利用を巡る報道

2. 宗教法人格の不正利用に係る対策について

- (1) 対策の必要性
- (2) 不活動宗教法人の概要及び現況
- (3) 不活動宗教法人対策
- (4) 宗教法人の売買に類似した取引への対策
- (5) マネロン・テロ資金供与への対策 (FATF)
- (6) 宗教法人格の不正利用の実態把握

1. 宗教法人格の不正利用を巡る報道

宗教法人格の不正利用を巡る報道

休眠の寺・神社 解散いばらの道

寺や神社に住職や宮司がおらず、「休眠」した宗教法人を減らそうと、国が対応を急いでいる。税制面で優遇される宗教法人は放っておくと犯罪に利用される恐れがあるからだ。（中略）

問題なのは、法人格の売買をはじめ、税制上の優遇を受けられる宗教法人が銀行口座を悪用した資金洗浄などに使われる恐れがあることだ。これまでも宗教活動とは関係ない事業収入や不動産売却益を脱税した事件が起きてきた。（中略）

寺や神社は長い間、それぞれの地域で親しまれてきた事例が少なくない。信教の自由という憲法に関わる問題であり、不活動と認めるには慎重な判断を迫られる。（中略）

不活動宗教法人の問題に詳しい石井研士・国学院大名誉教授（宗教社会学）は「経済は大きく上向かず、人口が減るなか、可能な時になるべく整理する必要がある」と指摘する。

（朝日新聞、令和7年10月29日）

実態ない宗教法人の売買目的か、役員会の議事録偽造し法務局に提出…容疑で元司法書士ら3人逮捕

活動実態のない宗教法人の役員登記を不正に変更するため、**責任役員会の議事録を偽造**するなどして、京都府警は18日、大阪府豊中市の元司法書士(75)ら男3人を**有印私文書偽造・同行使の疑いで逮捕**した。**府警は、税制優遇措置がある宗教法人を売買する目的だったとみて調べる。**（中略）

発表では、3人は2023年11月、京都府東山区の宗教法人の代表役員登記を変更するため、開催されていない責任役員会の議事録を偽造し、京都地方法務局に提出した疑い。宗教法人の登記上の所在地にはかつて寺院があったが、現在は駐車場になっている。

議事録には当時の役員から辞任の申し出があったなどとする虚偽の内容が記載され、宇治市の会社員(59)が同月、代表役員として登記された。

（読売新聞オンライン、令和6年7月19日）

宗教法人は「節税できて絶対得だ」 利益目的の脱法売買が横行

節税の一つとして宗教法人を取得することをお考えください——。本来、営利を目的としないはずの宗教法人が、**インターネット上では「税制優遇」をうたい文句に、公然と売り買いされている。**脱法的な売買が横行してしまう背景には、宗教法人に行政の目が行き届いていない実態がある。

ネット上では、宗教法人の売買を呼び掛ける仲介サイトがいくつもある。「歴史あるお寺（宗教法人）譲ります」。個人間で不用品を売買できる情報サイトには1億2000万円で中部と関西地方にある二つの寺が売りに出されていた。（後略）

（毎日新聞、令和5年5月7日） **3**

インターネットサイト上の宗教法人の売買に類似した取引の状況

実際にインターネット上でキーワード検索を行ったところ…

宗教法人 買収



宗教法人 買いたい



- ① 広告中に「歴史あるお寺（宗教法人）譲ります」などと称して、中部・近畿地方にある宗教法人を1億2000万円で売却しているもの。
- ② 約770坪の土地を有する中部地方の宗教法人を1億2800万円で売却しているもの。
- ③ 広告中に「売り・極秘・宗教法人」と称して、近畿地方に所在する寺院を、法人格のみ6000万円、土地建物付き1億1千万円で売却しているもの。
- ④ 広告中に「宗教法人付き土地及び建物の譲渡」と称して、九州地方の物件を2億円で売却しているもの。
なお、同広告中、「首都圏で利回り15%以上の盛況中の納骨堂あります」との記載もある。
- ⑤ 九州地方の「土地、建物を売却します。（単立宗教法人付）」と広告して、約3000坪の土地及び約20坪の建物を6280万円で売却しているもの。
- ⑥ 宗教法人の売買案件について、約130件のリストを公開しているウェブサイト。
案件中「格安」や「節税に最適」、「名称変更可能」、「手付で単立化」などの評価書きが複数見られ、売却（禅譲と称している。）済の案件も多数ある模様。
- ⑦ 会社・法人全般の売買案件を扱うウェブサイトで、関東甲信越・東海地方の宗教法人を「M&A案件」として売り出している。関東甲信越地方のものについては8億4000万円、東海地方のものは9800万円で「販売」している。
- ⑧ その他、宗教法人の売買を専門に取り扱うとしているウェブサイトが2件あり、いずれも「税金対策」「税金問題」などを前面に打ち出している。

海外のSNSでの宗教法人の売買に類似した取引の状況

日本の歴史ある寺社が中国人の「BBQ会場」にされている… 跡継ぎなき宗教法人を狙う外国人の「本当の目的」

■中国人の「別荘」と化した兵庫の寺

「3年ほど前に中国人がこの寺を買ってからは、様子のがらりと変わってしまった」

兵庫県・中西部の山間部に位置する、人口3万人ほどの宍粟市。記者が同市内のとある寺を訪れると、近くに住む70代のある男性はこう言って嘆いた。男性は以前、寺の熱心な門徒であった。

だが2017年、**住職が亡くなると、状況が一変した。中国人が寺を買い、「1年に1～2回、ワゴン車で遊びに来ては境内でバーベキューをし、まるで別荘のように使っている」と言い、男性は深いため息をつく。**
(中略)

■SNS上で転売まで示唆されている

記者がこの寺を見つけたきっかけは、**中国で人気のSNS「小紅書（RED）」による、こんな投稿だった。**

「寺院物件販売中！兵庫県宍粟市という美しい街にあり、100年以上の伝統を誇る、寺の物件をご紹介します。敷地面積は約1000平方メートル。この寺は、美しい建築様式に加え、本堂、鐘楼、薬師堂など複数の特徴的な建物を備えています。物件には、寝室6部屋、リビングルーム2部屋、キッチン一つ、茶屋、そして5台分の駐車場も完備しています」
(中略)

■「伝統建築+税制優遇」を物色する中国人

記者は、大阪市内で中国人相手に不動産販売を手掛ける企業を訪ね、状況を探ることにした。相手は中国人の代表者。

なぜ、これほどまでに、日本の寺社の売却案件に中国人が関心を持つのか。すると男性は、「**日本の寺社は、伝統建築という希少価値性を兼ね備えています。その上、税制優遇を受けられる宗教法人であるという点に、中国人の高い関心が集まっています**」と明かした。(後略)

(PRESIDENT Online、令和6年10月18日)

2. 宗教法人格の不正利用に係る 対策について

(1) 対策の必要性

《対策の必要性》

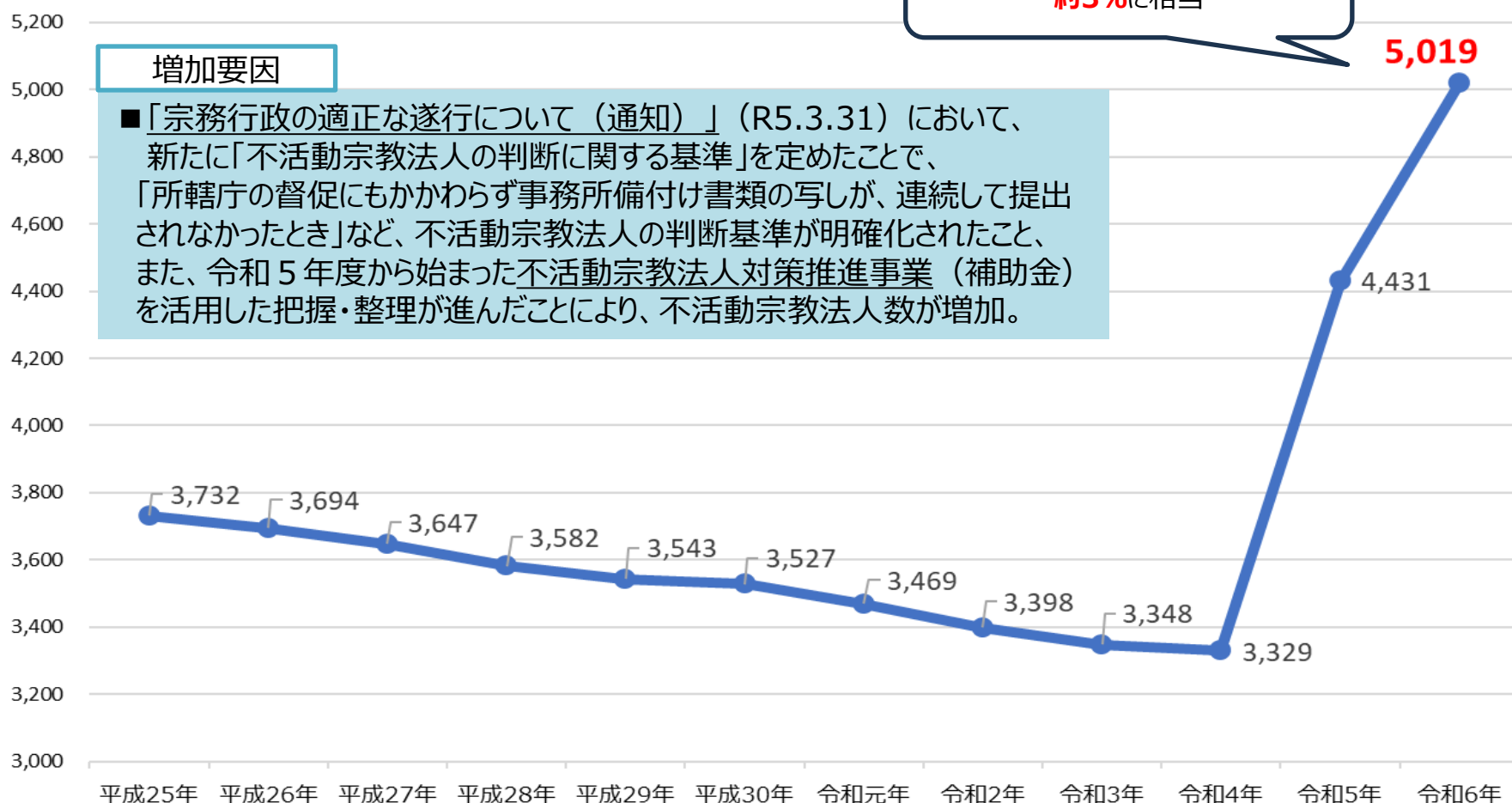
- 宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としている。（第1条第1項）
- また、宗教法人法は、憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならないとしている。（第1条第2項前段）
- さらに、宗教法人法は、「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体をいうとしている。（第2条本文）
- 一方で、今日、報道等において、宗教活動を目的としない第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用される等、宗教法人格の不正利用につながるおそれがあることが指摘されている。
- 宗教法人法は、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、こうした宗教法人格の不正利用を放置してしまうと、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねることにもつながる。

(2) 不活動宗教法人の概要及び現況

《不活動宗教法人とは》

- 宗教法人として設立されながら、代表役員の不存在や礼拝施設の滅失等の理由により、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみ存在している状況に陥っているもの。

《不活動宗教法人数の推移》 令和6年12月31日現在



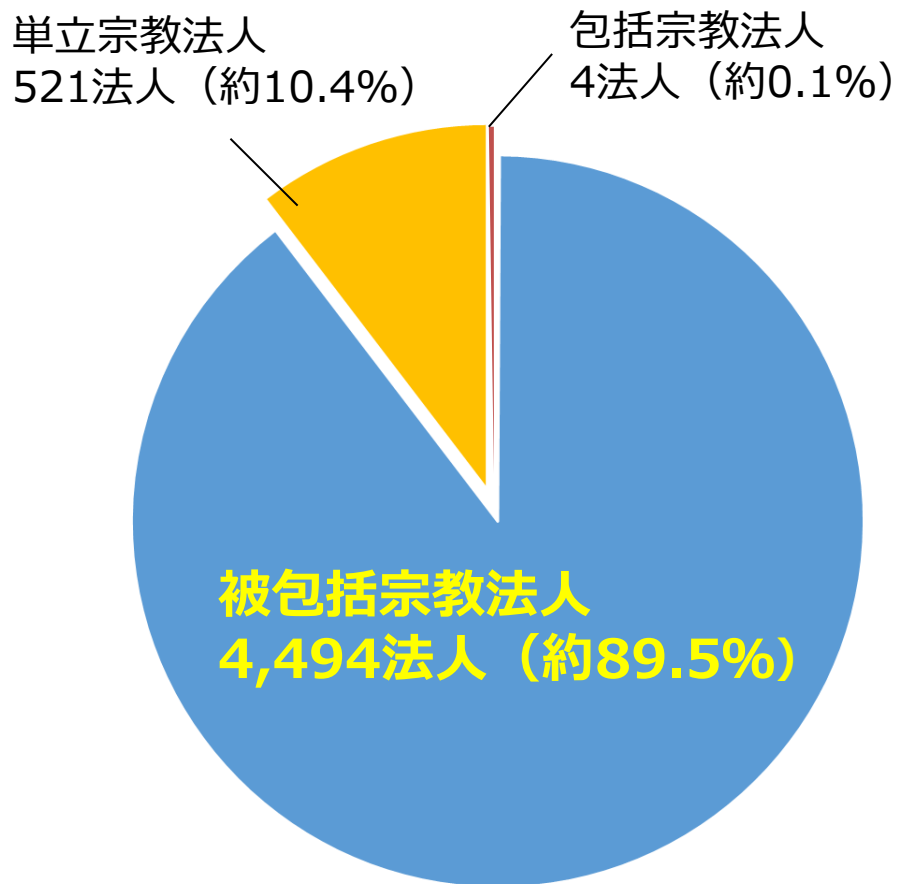
※文化庁「不活動宗教法人の状況等に関する調査（令和6年）」をもとに作成。

不活動宗教法人の概要及び現況

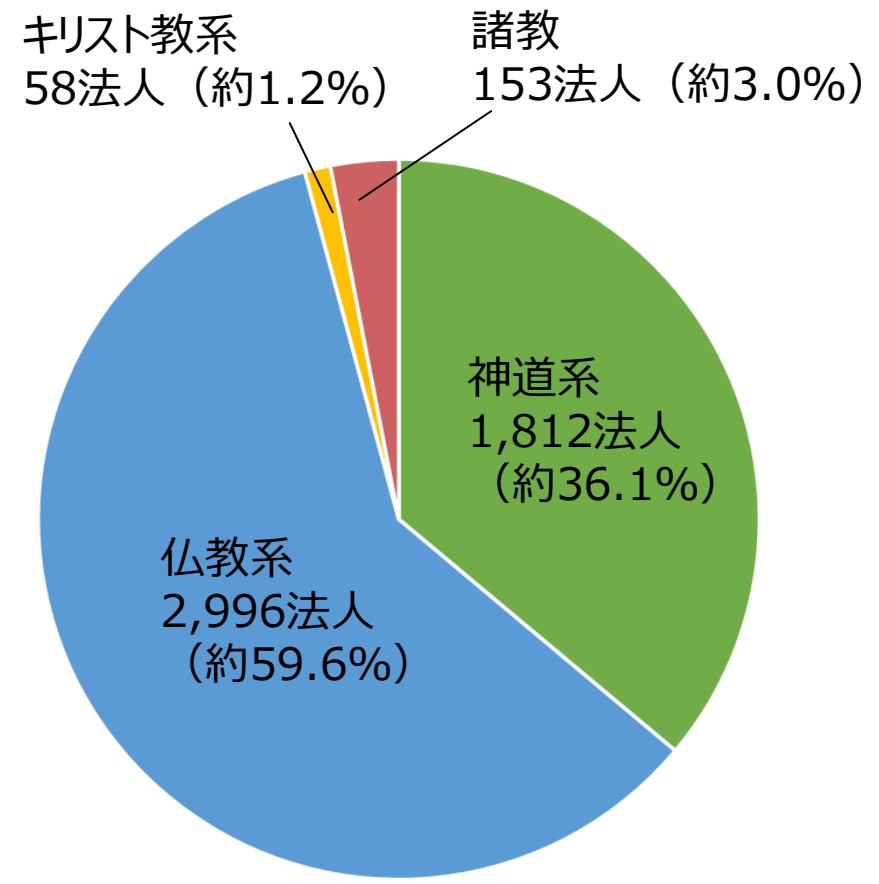
《不活動宗教法人の内訳》

- 令和6年末時点で、全国に5,019法人ある不活動宗教法人のうち、約9割が被包括宗教法人となっており、**不活動宗教法人対策には包括団体との連携も重要**。

法人種別



系統別



《不活動化の背景》

- 近年の社会情勢の急激な変化（人口減少、地域の過疎化など）は、宗教法人において信者等の減少、後継者不足などをもたらし、宗教活動に多大な影響を与えていると考えられる。
- 文化庁が実施した調査において、例えば「人口減少の影響」について、約8割の宗教法人が、「甚大」又は「ある程度」のマイナスの影響があると回答。

（参考）人口減少の影響

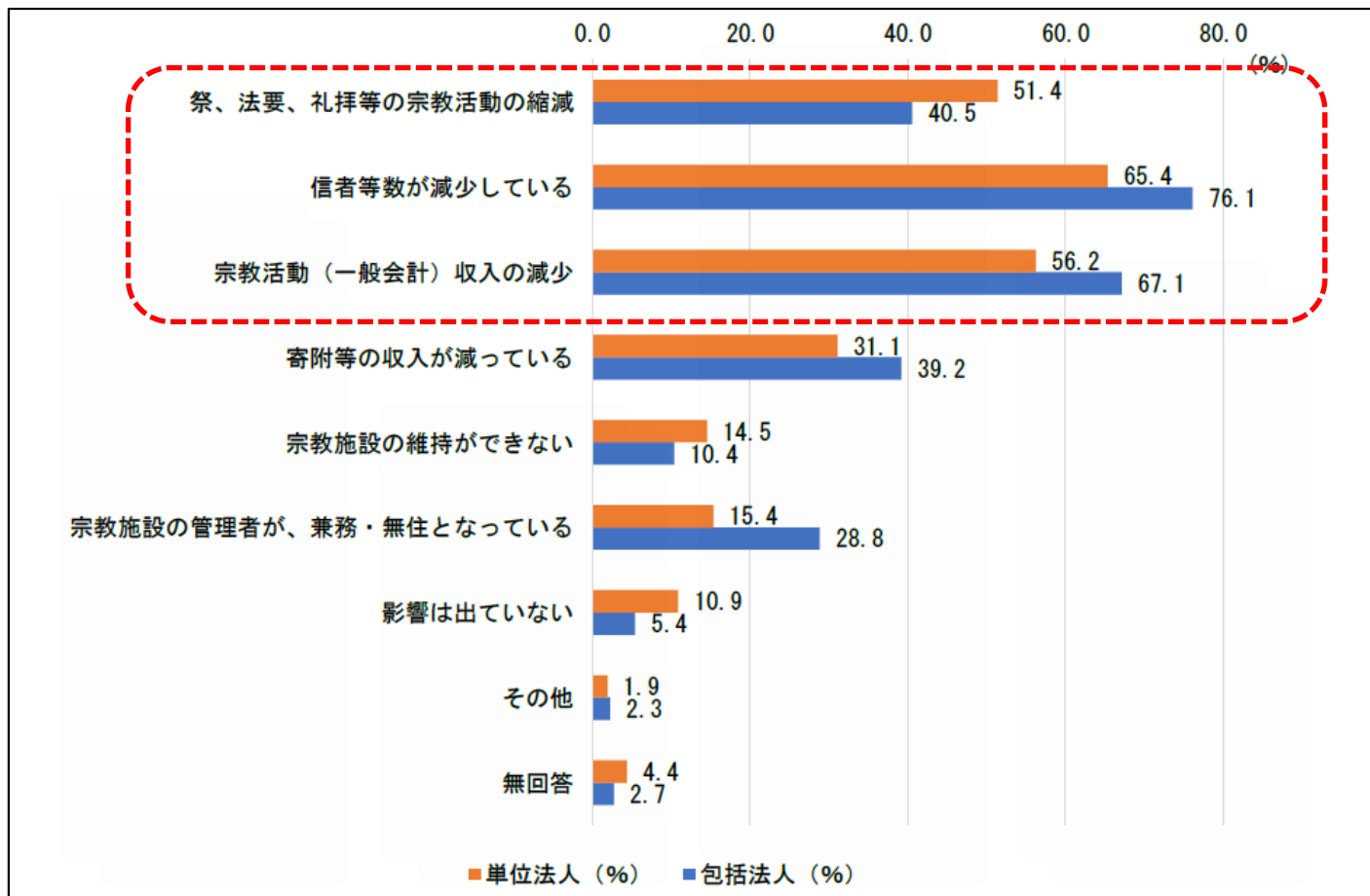
単位法人 項 目	神道系		仏教系		キリスト教系		諸教		計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
甚大なマイナスの影響	383	11.2%	280	8.7%	12	4.7%	49	7.3%	724	9.6%
ある程度マイナスの影響	2,202	64.7%	2,397	74.2%	132	51.6%	474	70.7%	5,205	68.8%
全く影響はない	505	14.8%	376	11.6%	97	37.9%	88	13.1%	1,066	14.1%
ある程度・かなりのプラスの影響	8	0.2%	8	0.2%	5	2.0%	4	0.6%	25	0.3%
その他・回答なし	308	9.0%	170	5.3%	10	3.9%	55	8.2%	543	7.2%
計	3,406	100.0%	3,231	100.0%	256	100.0%	670	100.0%	7,563	100.0%

※出典：宗教法人が行う事業に関する調査報告書（令和6年1月 文化庁宗務課）

《不活動化の背景》

- 「人口減少の影響がどのように出ているか」について、多くの宗教法人が「宗教活動の縮減」「信者等数の減少」「宗教活動収入の減少」などをあげている。

(参考) 人口減少の影響の影響がどのように出ているか (複数回答。割合は単位法人7,563法人、包括法人222法人)



※出典：宗教法人が行う事業に関する調査報告書（令和6年1月 文化庁宗務課）

国会における問題提起

《不活動宗教法人対策に関する国会での議論》

- 不活動宗教法人を放置することで、悪影響が生じることのないよう、宗教法人法の適用に全力で取り組むよう岸田総理（当時）から御指示。

《衆・予算委における国会審議と総理の発言》令和5年2月1日

○渡辺委員

現行の宗教法人法での対処には先ほども申したように信教の自由の観点から課題と限界があるというのは分かっています。けれども、……文部科学白書には宗教法人制度全体への社会的信用を損なうことになるという危惧が示されています。

私はぜひ総理にうかがいたいんですが、誠実に宗教活動に取り組んでいる方々や宗教法人への対処まで厳しくするべきだと言ってるわけでは全くありません。……不活動宗教法人と指定した団体が入り口となるリスクが高いわけですから、どのような実態があるのか 関係省庁が協力して実態把握には少なくとも取り組むということにもしっかりと総理の指示の下行うべきじゃないかというふうに思います。……だからこそ、……このような正直者が馬鹿を見る真面目に宗教活動してる方々までが信頼を失いかねないような事態を放置してはいけないというふうに思いますが総理の見解を伺います。

○岸田総理（当時）

……まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことによって、不活動宗教法人を放置することにつながり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がるというようなことは、まずあってはならないことだと思います。この実態把握の部分についても、これしっかりと徹底しなければならないと思いますし、そしてその把握をした上でこの不活動宗教法人と認められた者については合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきものであると思います……、実態把握の部分と、またこの実際にこの整理されている状況、……充分なのかという、このことは強い問題意識として持たなければなりません。

しかしそのためにもまずは法律、充分に活用されているのか、適用されているのか、これをしっかりと今一度点検した上で、法律の適用に、文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたいと思います。

(3) 不活動宗教法人対策

宗務行政の適正な遂行について（概要）－令和5年3月31日 文化庁宗務課長通知－

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
 - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
 - ・ 不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請

- ・ 宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、**書類の提出がなされない法人には督促を徹底**する。
- ・ 督促を行ってもなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、**確実に過料の手続を実施**する（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請

- ・ 文化庁において明確化した「**不活動宗教法人の判断に関する基準※**」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。

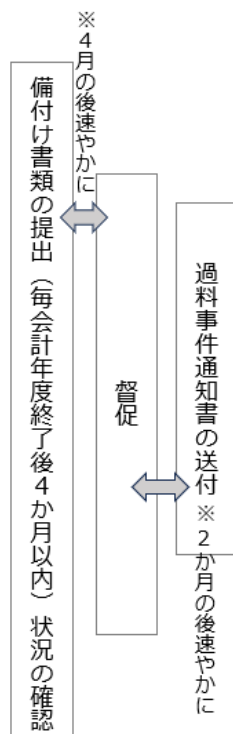
※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの、事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等

- ・ 不活動宗教法人として判断したものについて、宗教法人法に定める**解散命令事由に当たると認められた場合には、原則として、解散命令請求**の手続を進める。
合併や任意解散を検討していたなど、個別事情のある場合は、別途適切に対応する。
- ・ 不活動宗教法人の具体的な整理の手順については、別途、文化庁で手引きを定める。

※これらの取組を適正に行うため、各都道府県における体制整備の配慮や、文化庁が行う支援事業（不活動宗教法人対策推進事業）の活用を同時に要請。

不活動宗教法人の把握・整理フロー

活動状況の適切な把握



不活動判断

法人からの申出…
・代表役員の死亡
・境内建物の滅失
・活動終了の決定
等

備付け書類の提出の
督促状が不達・返送、
電話連絡が不通

一定の期間を超えて、
備付け書類の未提出が
継続（例…2年以上）
（故意の提出拒否を除く）

不活動宗教法人の判断に関する基準（令和5年3月）

※このほか、関係府省・機関からの情報提供等に基づき事実を把握

事実関係の認定

- ・任意解散の手続が可能か確認
- ・包括法人や同一宗派の有無等を確認
- ・宗教活動の実際の有無、再開の可否等を確認

活動が確認できた法人は、備付け書類の提出等を指導し、リストから除く

連絡がつかない法人については、速やかに
解散命令請求に着手

※未提出が続く法人については、実態を確認の上、宗教活動の実態がなければ解散命令に着手

該当の法人を不活動法人のリストに編入

対策方針の策定・実行

- ・活動再開、合併の具体的な見込みはあるか。↓不活動と判断して原則1年以内に判断・財産の処分は可能か。↓特に祭祀財産等の国庫帰属は困難。要事前調整
- ・宗教活動が不実施？
- ・礼拝施設が欠けている？
- ・代表役員が欠けている？

- ・関係者・関係団体への情報収集等により事実を確認
↓1年以上以前に活動停止が確認されれば、Aに該当
- ・施設を現認する又は関係者への情報収集等により事実を確認
↓2年以上以前に滅失が確認されれば、Bに該当
- ・法人登記上の代表役員の戸籍謄本を請求し、存命か否かを確認
↓1年以上以前に死亡が確認されれば、Cに該当

（解散事由該当性の確認）※宗教法人法第81条

- A 一年以上にわたって、その目的のための行為をしないこと
- B 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのに、その滅失後一年以上にわたってその施設を備えないこと
- C 一年以上にわたって代表役員・その代務者を欠いていること

管轄裁判所において解散命令

清算人により清算手続

清算終了

※代表役員等が生存している場合も、迅速化の観点から原則として所轄庁が請求

- ・解散事由に該当する根拠を確保した上で、必要書類を準備し、解散命令を請求（※必要書類…申立書、法人登記事項証明書、関係者陳述書、清算人候補者情報等）

不活動状態の予防措置

法人としての意思決定ができなくなり、不活動状態に陥るケースが多い。

《意思決定ができなくなってしまう例》

- 「役員は●●家から選任する。」と規則で規定していたにもかかわらず、該当者が欠けることとなり、**新たな役員又は代務者の選任ができなくなった。**
- 信者等の法人関係者の減少により、規則に定める議決機関の維持が困難な状態であったにもかかわらず、定員の見直し等の対策を行わなかったため、**会議を開催することができなくなった。**

予防措置の必要性

所轄庁による整理等が必要になる前に、不活動状態に陥らないための予防に努めていただくことが望ましい。

被包括宗教法人の場合、責任役員の選任手続等にあたって、包括宗教法人が関与する規則を定めている例など、**様々な場面で包括宗教法人が被包括宗教法人の適正な運営を支える役割を果たしている場合も多い**ため、**包括宗教法人と被包括宗教法人の連携も不可欠。**

《連携による具体的な予防措置の例》

- 役員や関係者の間で、**法人化していることの意味や不活動状態に陥った場合のリスクについて、日ごろから認識を共有しておく。**
- 被包括宗教法人の現状を適切に把握し、**運営に関する相談があれば、積極的な助言等を行う。**
- 意思決定ができなくなる前に、**包括宗教法人や被包括宗教法人の組織・規則をこまめに見直し、必要に応じて先んじて変更を行う。**

不活動宗教法人対策推進事業（令和5年度～）

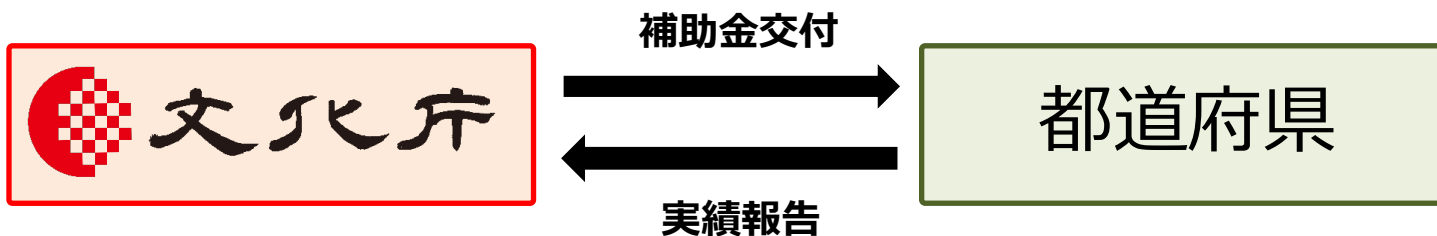
宗教法人として設立されながら、宗教活動を停止している不活動宗教法人について、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用される等の問題につながるおそれがあることから、所轄庁として不活動宗教法人の実態を把握し、速やかに整理を進めるとともに、それぞれの実情・状況に応じた対策を早急に講じていく必要がある。

不活動宗教法人対策推進事業

【目 的】 都道府県（所轄庁）等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費（会計年度任用職員の雇用経費、現地調査の旅費、解散命令申立てに係る経費等）を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。

【補 助 率】 原則、補助対象経費の65%

【支 援 内 容】 ①不活動宗教法人に関する実態調査
②不活動宗教法人対策のための方策策定
③対策実施（活動再開、吸収合併、任意解散、解散命令請求等の実施）
④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等



《実績例》 解散命令請求件数：令和5年度 9件、令和6年度 66件、令和7年度 124件（予定）

※令和7年12月31日時点

(4) 宗教法人の売買に類似した取引への対策

《問題の概要》

文化庁として、各都道府県とも連携しながら、不活動宗教法人対策や宗教法人格の不正利用の危険性の周知・広報の取組を徹底してきているが、依然として、宗教法人の売買に類似する取引が行われているとする報道や、当該宗教法人の売買に類似する取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが存在していることなどから、宗教法人格の不正利用の問題については、未だ社会から十分に認知されているとは言えない状況。

各種団体・事業者向けに宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起に係る協力依頼を发出

《发出先》

- **通信事業者**（違法情報等対応連絡会の構成員である電気通信事業者関連4団体）（令和5年10月18日）
電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟
- **士業関係者**（令和7年8月28日）
日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会
- **M&A支援事業者**（令和7年11月19日）
M&A支援機関協会・M&Aファイナンシャルアドバイザー協会

《主な周知及び協力依頼内容》

- 宗教法人法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、**法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがある**こと。
- 宗教法人法の趣旨を踏まえ、**宗教法人の売買に類似した取引を呼びかける行為を行わない**ようにすること。
また、サイト利用者への注意喚起を行うこと。
- 宗教法人格の不正な取引の調査のため、**捜査機関や裁判所等からの法的な要求があった場合には、適切に対応すること**。※秘密保持義務を負う弁護士を除く

(5) マネロン・テロ資金供与への対策 (FATF)

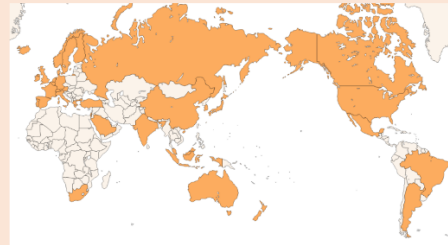
FATF (ファトフ) : Financial Action Task Force (金融活動作業部会)

FATFの概要

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融 (注) 対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組みであり、加盟国間で相互審査を実施。(注) 大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与
- 日本は2021年に行われた第4次相互審査の結果、重点フォローアップ国とされた。
- FATFの審査結果は、国際的な金融取引や海外投資の円滑さに影響し、結果次第では、金融取引やビジネスに影響が出る可能性もあり、2028年に予定されている第5次相互審査に向けて、実効性向上のための対策が引き続き求められている。



FATF



(FATF加盟国一覧)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会 (EC)、湾岸協力理事会 (GCC)

FATFの相互審査等における宗教法人に対する評価

〈2021年8月 (FATF第4次相互審査) での評価〉

宗教法人を含む非営利団体 (NPO) について、「**テロ資金供与のリスクを軽減するための適切な措置を講じていない**」

〈2024年10月 (FATF第4次相互審査第3回フォローアップ報告書) での評価〉

宗教法人を含む非営利団体 (NPO) について、リスクに基づくモニタリング状況等は改善されているものの、依然として十分ではなく、特に宗教法人については、活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていない。

文化庁における宗教法人への対応

- 文化庁において相対的に悪用リスクが高いものとして、不活動宗教法人のモニタリングや不活動宗教法人対策を実施
- 財務省が作成した宗教法人を含む日本の非営利団体がテロ資金供与に悪用されることへの対策を促す広報用リーフレットを周知

マネロン・テロ資金供与への対策（FATF）

○非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット（財務省作成）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>



**皆さんの支援が
テロ組織に
悪用されるかもしれません！**

海外では非営利団体（NGO団体、宗教団体等）を悪用して、テロ活動のための資金の調達、後方支援の提供、テロリストへの勧誘を行った事例が多数報告されています。特に海外で活動したり、海外パートナーを持つ団体の皆様は注意が必要です！

**団体の皆様
非営利活動を行う**

身元をなすりつけたテロリストが関与するケース



非営利団体 → 支援金・宗教上の寄付 → 海外パートナー・現地ボランティア → 本来の支援対象

休眠状態・活動実態が不明瞭な団体を悪用して合法的な団体を偽装するケース



休眠状態・活動実態が不明瞭な非営利団体／不活動宗教団体 → 悪用・乗っ取り → テロ組織

海外に資金を送るときは、本来意図した受取人の受領を確認しましょう。

海外パートナー・現地ボランティアと連携する場合はその団体や個人がテロリストやテロ活動につながりを持っていないか確認しましょう。

疑いがある場合は警察や所轄行政庁に相談を！ 具体的な対策の詳細は裏面へ

具体的な対策例

PROPOSED MEASURES 01	PROPOSED MEASURES 02
海外に資金を送るとき	海外パートナーや現地ボランティアと連携するとき
現金の輸送やハワラ ¹ 等の送金手段は匿名性が高く、最終的な受取人が不透明となりテロ組織に悪用されるリスクが高まります。	パートナー団体やその役員、受け入れるボランティアがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等 ² の対象となっていないか確認を行いましょう。
可能な限り金融機関の利用を検討し、現金の受け渡しが発生した際は職員が立ち合う等、意図した相手による受取を確認しましょう。	その団体や個人の過去の活動実績・事業の実施状況の確認、支援内容についての証拠書類の保存を行いましょう。
資金移動について、資金の流れを証明する証拠書類（契約書、覚書、受領書、支出費用の明細書など）を確認し、保管しましょう。	パートナー団体の現地規制当局への登録情報や、過去の活動実績について、国際機関や他のNGO団体との契約履歴を確認しましょう。

このようなパートナーは要注意！

- 提案された事業内容が漠然としている。
- 主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。
- 異常なレベルの守秘義務を求めている。
- 未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が提案に含まれている。
- 現金での支払いを求められる。パートナー名義でない口座への振り込みや、拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振り込みを求められる。

FATF³基準に則った 各所轄省庁による取り組みをホームページに掲載しています。Q

特定非営利活動法人（内閣府政策統括官（共生・共創担当）付参事官（共創社会づくり推進担当））

幅広い団体に広く実施しているガイドラインを掲載しています。

特定非営利活動法人（NPO法人）のテロ資金供与対策のための資料として、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイドライン」を作成するとともに、法人の活動資金の安全性や法人活動への社会的信頼を確保・向上に資するため、国際協力活動を行っているNPO法人を対象にヒアリングを実施しています。

<https://www.rpo-homepage.go.jp/news/rpo-6-risk>

公益法人（内閣府公益法人行政担当室）

FATFや関係省庁の報告書等による文獻調査や、海外で事業を行う一部の公益法人へのアンケートやヒアリング等を通じて、公益法人におけるリスクや対策について検討を行い、その結果を取りまとめています。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/error_shikin_taisaku.html

学校法人（文部科学省 高等教育局私学部私学行政課）

学校法人がマネー・ローンダリング・テロ資金供与に巻き込まれることのないよう、学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項やセルフチェック等について紹介しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fatf.html

FATF・日本のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について（財務省）

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する基本情報や国内の取組、FATFの活動など、幅広くご紹介しています。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/anti/cftpl/1/index.html

医療法人（厚生労働省 医政局医療経営支援課）

国際展開を行う医療法人が遵守すべき事項やマネー・ローンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/gyou/index.html

社会福祉法人（厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課）

社会福祉法人が海外事業を実施する場合の取扱いやマネー・ローンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13323.html

宗教法人（文化庁 宗教課）

不活動宗教法人が脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用されることを防ぐため、宗教活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁において取り組んでいる対策についてご紹介しています。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

¹中東、北アフリカ、インド南東部で一般的に利用されている非公式な送金システム。

²財務省では外貨に基づく資産凍結等措置の対象者リストを、HPで公表しています。
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gallame_kansasei/gallame/economic_sanctions/1st.html

³Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略称。マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際基準策定・履行を行う多国間機関。

(6) 宗教法人格の不正利用の実態把握

宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業

令和7年度補正予算額

1億円



現状・課題

- 近年、**宗教活動を目的としない第三者**が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（**宗教法人の売買に類似した行為**）を通じて**宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用**のおそれがあることが指摘。
- 宗教法人は全国に約18万あり、特定の宗派・教団の包括団体の傘下には属さない「単立宗教法人」（7,374法人（R5.12.31現在））や、特に、不活動の単立宗教法人（512法人（R6.12.31現在））について不正利用のおそれが高い**という指摘。
- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための多国間の枠組みである**F A T F（金融活動作業部会）**においても、**宗教法人については活動しているかどうかだけでなくモニタリングできていないとの評価**を受けるなど、対策の改善が求められている。

事業内容

宗教法人格の不正利用に関する調査を通じて、その実態を把握するとともに、新たに**不正利用対策に関する検討会を設置**し、実態把握調査で得られた情報等を元に、**ガイドラインの策定等や、宗教法人関係者、ブローカー等のそれぞれに対する効果的な広報戦略を検討**する。

宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査

- ① 宗教法人の売買に関する相談窓口の開設
 - ② 宗教法人に対する売買に関するアンケート調査
 - ③ 売買実態に関する事例調査
- により宗教法人格の不正利用の実態を把握

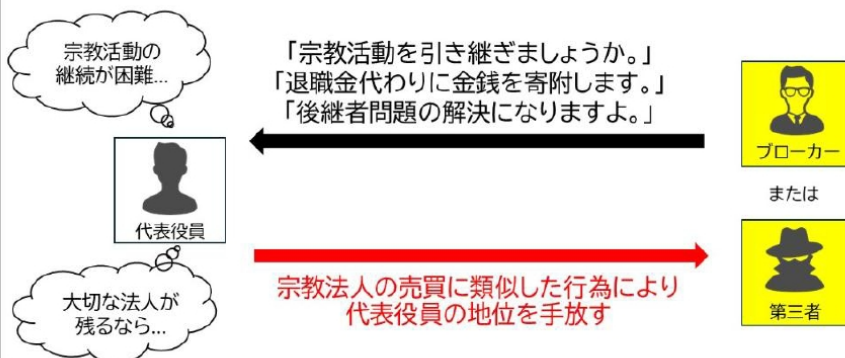


不正利用対策に関する検討会の設置

実態把握調査で得られた情報等を元に、ガイドラインの策定等（例：不正利用を考える者の宗教法人関係者への接触方法の事例、接触があった場合の関係機関との情報共有の在り方、刑罰が適用される犯罪行為等を整理）や、効果的な広報戦略の検討を行うため、所轄庁（文化庁・都道府県）、関係省庁及び宗教法人関係者により構成される検討会を設置



〈宗教法人格の不正利用の流れの一例〉



※実際には宗教活動は行われず、代表役員の地位を手放した宗教法人格が脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に利用されるおそれ

アウトプット（活動目標）

- 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査
- 不正利用対策に関する検討会の設置

短期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用対策に関するガイドラインの策定等
- 宗教法人格の不正利用対策のための普及・広報

長期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人対策の加速化

担当：文化庁宗務課

宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査

《目的》

- 宗教法人制度は、宗教活動の自由を最大限に保証するため、必要最小限の規制しかしておらず、各宗教法人の自主的、自律的運営に委ねている面が多い一方で、宗教法人格の不正利用を放置することは、宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねることにつながる恐れがある。
- FATFにおいても、宗教法人については活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていないとの評価を受けるなど、対策の改善が求められている。
- そのため、**国として本事業を通じ、宗教法人格の不正利用対策に向けた検討を進めるとともに、宗教関係者の協力も得ながら、法令等に従った適正な管理運営の徹底を図ることで、引き続き、社会からの信頼を獲得していく**ことが必要である。

《実態把握調査内容》

①宗教法人格の不正利用に関する**情報提供・相談窓口の開設**

②宗教法人格の不正利用に関する**アンケート調査**

総宗教法人数の1割程度に当たる約18,000法人（単立宗教法人はすべて、被包括宗教法人については抽出）を対象に、宗教法人の売買に関するアンケート調査を実施。

【主な質問項目例】

- ・宗教法人格が売買されていることを聞いたことがあるか
- ・宗教法人格の売買の働きかけを受けたことがあるか、または周りで宗教法人格の売買の働きかけを受けたと聞いたことがあるか
- ・信徒、檀家等の信者以外の第三者から、宗教法人の運営支援に関する協力や働きかけを受けたことがあるか、または周りでそのような協力や働きかけを受けたと聞いたことがあるか 等

③宗教法人格の不正利用に関する**事例調査**

30法人程度を対象に、ヒアリング（聞き取り）調査を実施。

④**国内外の事業者等を対象**とした事例調査（インターネット上の調査）

公益財団法人日本宗教連盟に対し、宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業の周知等についての協力依頼を発出（令和8年1月23日）

○ 宗教法人格の不正利用に関するアンケート調査に関して

対象となる宗教法人には、文化庁が委託する事業者から4月頃にアンケートを郵送するため、回答への協力について、協賛5団体（※）を通じて加盟団体に協力をいただけるよう周知を依頼。

○ 宗教法人格の不正利用に関する事例調査に関して

対象となる宗教法人には、文化庁が委託する事業者から連絡し、5月以降に日程調整の上、訪問、電話、オンライン等によるヒアリングを予定している旨を周知。

（※）協賛5団体

教派神道連合会、公益財団法人全日本仏教会、日本キリスト教連合会、宗教法人神社本庁、公益財団法人
新日本宗教団体連合会